平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇八
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇八
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・〇八
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇八
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇八
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・〇八
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	一・〇八
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一・〇六
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	一・〇四

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一・〇三
［同上］	一・〇四

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百二十八号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十八号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、七九九円	一四、五九七円
二十歳以上二十五歳未満	六、二六〇円	一四、五九七円
二十五歳以上三十歳未満	六、八七四円	一六、一九一円
三十歳以上三十五歳未満	七、一五七円	一九、六一〇円
三十五歳以上四十歳未満	七、五三四円	二二、四九九円
四十歳以上四十五歳未満	七、六九七円	二四、〇八四円
四十五歳以上五十歳未満	八、〇〇七円	二六、二三八円
五十歳以上五十五歳未満	七、八二一円	二六、八六八円
五十五歳以上六十歳未満	七、五三六円	二七、九四九円
六十歳以上六十五歳未満	六、四五〇円	二三、二三七円

改正前		
年齢階層	最低限度額	最高限度額
［同上］	五、四九九円	一三、九七五円
［同上］	六、一四三円	一三、九七五円
［同上］	六、七〇三円	一五、二三七円
［同上］	七、〇二三円	一八、〇一六円
［同上］	七、三二六円	二〇、八六四円
［同上］	七、五七六円	二二、五六四円
［同上］	七、七六六円	二三、六六六円
［同上］	七、七一一円	二五、三五四円
［同上］	七、三四八円	二六、一八七円
［同上］	六、一九二円	二二、六九四円